

エヒードの性格規定に関する一考察

竹内啓一

いわゆる「地域研究」は、それに従事する研究者のあいだでは、ある程度までは共通の理解が存在し、問題になっている地域社会の分析においては、それなりに大きな有効性をもちうるいくつかの概念をつくりあげている。このような概念は、「地域研究」なるものがいわれるようになった事情に由来するその性格から、外国人研究者、すなわち、当該社会とは、多かれ少なかれ異質の価値尺度をもった研究主体によってつくり出される場合が多いのであるが、ラテンアメリカ研究にあっては、「地域研究」に従事する外国人研究者と、「現地」の研究者とのあいだの、概念構築あるいは概念使用上の乖離は、比較的小さいように思われる。このことは、しかし、ラテンアメリカ社会についていわれるいくつかの概念が、地域的特殊性の過度の強調と、そのことに関連しての、他地域における類似概念との比較検討やより普遍的な概念への発展の道をとざす傾向というしばしば指摘される「地域研究」上の概念の弱点から免れてい

るということを意味するものではない。

このような、ラテンアメリカ研究における数多くの主題のなかには、たとえば、カウディスモ (caudismo) あるいはカシクイスモ (caciquismo) のように、その性格規定が、研究上の立場や対象地域のちがいにによって多様であり、類似概念との比較検討や普遍化の前に、まだ解明されなければならない問題の多く残っている概念が、まずあり、次には、たとえばアシエンダ (hacienda)、ミニフンディウム (minifundio) など土地関係に関する概念のように、実在する対象に即して、その内容が、より普遍的な性格をもったタームを用いて吟味されうるような概念がある。ところが、大別すれば後者に属するのであるが、公式にその内容が規定されているために、そのような公式の（あるいは法文上の）規定と、その社会的・歴史的な存在形態とのあいだにひとつの乖離があり、また、一方に、権力を背景にした「公的な」性格規定があるために、立場によって、あるいは「外国人」と「現地人」とのちがいにによって、その性格規定が、非常に多様な、場合によっては、相対立するものものになってしまっているような主題が、さらに、いくつか存在する。ここでとりあげるメキシコのエヒード (ejido) は、まさにこのような性格の概念であって、法制的な土地制度としてのエヒードというものが一方にあり、一九一〇年後、現在にいたるまで続いていることになっているメキシコ革命の中におけるその役割が規定されているが、他方では、エヒードを、村落組織あるいは経済単位とみなすことからくる概念の混乱や評価のち

がいがあり、また、民族的・歴史的伝統のちがう広大なメキシコの諸地域のあいだでは、エヒードの性格や、メキシコ革命の中ではたしている現実の役割もちがわるをえない。

(1) 「地域研究」なるものについて、筆者なりの反省をふまえた小文を、若干、最近別のところに発表したもので、ここでは、「地域研究」の性格についての検討には、直接たちいらない。(拙稿：隣接分野から学ぶこと 創文 第七十八号(一九六九年) 七一―一頁、…反地理学的反省 地理 第十五卷(一九七〇年) 第一号 八〇―八二頁…連に関する地理学的研究の課題 地理 第十六卷(一九七一年) 第三号 一六―二一頁)

本稿を執筆するにあたっての、筆者の問題意識の一つは、このような反省の延長線上にある。

(2) メキシコ憲法第二十七条(一九一七年制定、一九四七年修正)のはじめの三つのパラグラフにおいて、水をふくめて土地の所有権が本来的には国家に属することがうたわれ、公共の利益が必要とする場合には、私有地に制限が設けられうること、特に公共の富の公正な配分のために、大土地所有地が分割されなければならず、現在土地や水をもたぬ人口中心は、それらを得る権利のあることが明示されている。メキシコ革命の理念の中におけるエヒードの役割については、特に、

Nathan L. Whetten: Rural Mexico, Chicago & London, 1948 pp. 108—123

Frank Tannenbaum: The Mexican Agrarian Revolution. New York 1929 pp. 279—286

Victor Manuel Schaffer: Reforma agraria mexicana. Colima 1966 pp. 53—57

Marco Antoni Duran: El agrarismo mexicano, México, 1967 pp. 4—7, 28—44 を参照。

II

わが国におけるエヒードへの関心の推移は、ある程度合衆国をはじめとする外国におけるそれを反映して、当初、すなわち、一九一五年一月の法律(Ley de 6 de enero de 1915)から一九三四年の農地法(Código Agrario)にいたる立法措置が、積極的に実施されるようになったカルデナス大統領の政権下の頃には、もっぱら、メキシコ革命との関連で、むしろ制度が注目されたのであった。その場合には、エヒードの性格については、アグラリスモをサブテイスモ Zapatismo として理解する立場(すなわち、社会革命との関連で、一九一一年のアヤラ綱領(Plan de Ayala)においてはじめていわれるようになったエヒードの内容をサブタの出身地南部の伝統的エヒードと結びつけて、伝統的なインディオ村落共同体の共有地として理解されることが多かった。

しかし、サブタのこのアヤラ綱領の第六条の「メキシコの村民(pueblos)や市民(ciudadanos)が、エヒード、私有地(colonias)、居住地(tandos legales para pueblos, 英訳は

は town sites) または可耕地 (campos de sembradura o de labor) を得るように、「⁽⁸⁾という箇所」で「エヒードという言葉が、どのような意味でいわれているか」ということは、綱領の前後の文章との関連で考えても、かなり問題になるところである。ここにおけるエヒードが、同じエヒードという言葉を用いていても、従来の「エヒード」の復活ではなく、全く新たな土地保有形態の創設がもくろまれていたと理解するか、それとも、そのような、新しい土地保有形態としてのエヒードという理念は、一九一四年のベラクルス綱領 (Plan de Veracruz) あるいは一九一五年一月の法律の起草者であったカブレラが、一九二二年十二月に議会でおこなった演説⁽⁹⁾において、はじめて明示的にあらわれてきたものと理解するかという問題は、いずれにせよ、あらゆる革命というものが、本来そうであるように、メキシコの土地改革自体が、決して明確な一つの理念をもって、メキシコ革命の政治的・社会的プロセスと結びついていたのではないから、メキシコ革命がたどった複雑な政治的・社会的プロセスとの関連で考察されなければならないことを示しているのである。このような理解は、しかしながら、メキシコにおいても、外国においても、事態の新しい展開、すなわち、一九三〇年代からはじまるところの商品生産的農業地帯における集団エヒードの発展やエヒード農民 (ejidatario) の小土地所有者 (pequeño propietario) に比しての生産力の低さの顕在化⁽¹⁰⁾などをまっぴらにして、はじめて可能になってきたのであった。エヒードが、メキシコの土地改革の産物であることはたしかであるが、土地

改革自体が、さまざまな社会階層、政治勢力、歴史的伝統を異にする諸地域の利害の妥協の産物として、紆余曲折の道をたどったのであるという認識の上に立って、エヒードの性格について考察をおこない、現地における調査活動をおこなって、日本人によるエヒード研究を、国際的水準にまで高めたのは、石井章氏の功績⁽¹²⁾であり、時期からいえば、ようやく一九六〇年代後半になってからのことである。エヒードの性格規定に関しては、上にみたような困難な問題をともなうということをふまえた上でのエヒード研究は、わが国においては、石井氏によって、はじめてその基礎がおかれたといえよう。

(3) この時期の代表的な、そして、前掲の Tannenbaum の書物に大きくおっているとはいえ、非常によくまとまった文献は、外務省亜米利加局第二課：墨西哥合衆国における農地問題一九三八年 一一五頁である。

(4) 一九二九年に発表された F. Tannenbaum の研究もこの立場に立っている (前掲書 p. 162)。同様の立場は、François Chevalier: Un facteur décisif de la révolution agraire au Mexique: Le soulèvement de Zapata (1911-1919). Annales, Economie-Société-Civilisation 16 Année (1961) pp. 66-82 にみられる。

(5) このような理解は、ラテンアメリカにおける土地制度の特質を概観した論文としては、劃期的なものとして高く評価される木田和男氏の論文においてもひきつがれている。(木田和男：ラテンアメリカにおける土地所有形態の特質、

関西大学商学論集 第九卷(一九六四—六五年)五九—八四頁)

(9) Victor Manzanilla Schaffer 前掲書 p. 50 における引用による。また、綱領第六条の英訳は Nathan L. Whetten 前掲書 p. 112 に引用文としてある。

(7) 石井章: メキシコのエヒードの実態に関する覚え書き『経済』第十一卷(一九七〇年)三号 六四—七九頁 Marco Antonio Durán 前掲書 pp. 28—32

(8) General Gildardo Magana: Emiliano Zapata y el agrarismo en México. México. 1951 t. II. pp 248—250 Jesús Silva Herzog: El agrarismo mexicano y la reforma agraria. México 1964 pp. 199—208

(9) Victor Manzanilla Schaffer 前掲書 pp 51—52

(10) 集団エヒードについて、全般的に Salomón Eckstein: El ejido colectivo en México. México 1966 p. 511 によった。集団エヒードが、土地改革初期のエヒードの理念の修正であることは Marco Antonio Durán 前掲書 p. 118—124 にくわし。

(11) この問題については、主に一九四〇年代前半における調査研究の成果である Nathan L. Whetten 前掲書 pp. 565—569 にすでに指摘がみられる。メキシコ国内においても、この問題に注目する文献が最近非常に増大してきている。ひとつの例として、R・スタベンハーゲン(石井章訳・解説): メキシコにおける農地制度の社会的諸側面

(Rodolfo Stavenhagen "Aspectos Sociales de la Estructura Agraria en México." SAENAH, Epoca II. No. 17 junio 1966) 『アジア経済』第七卷(一九六六年)第十号 八七—九六頁をあげておく。

(12) 石井章: メキシコにおける土地所有形態の歴史的変遷 『アジア経済』第六卷(一九六五年)第一二号 四五—六一頁: メキシコの農村——二つのエヒードの調査から 『アジア経済』第十卷(一九六九年)第三号 一〇〇—一二〇頁 前掲論文(一九七〇年)

三

エヒードというスペイン語が、メキシコにおいて、すでに伝統的な用語においても、インディオ村落共同体(communidad indígena)の共同利用地と、この共同利用地を背景にして、ヌバン・エスバーニャにおけるインディオ人口の集中政策(reducciones)の結果つくり出された集村自体という二重の意味をもっていたということは、エヒードという言葉が現在のメキシコにおいてもっている多義性と無関係ではない。(13) エヒードの単位は、必ずしも自然村と一致するものではないが、現在のメキシコ人が、エヒードという言葉を用いるときには、具体的な土地を意味する場合と、何らかの意味での地縁集団を意味する場合とがある。特に、インディオ村落共同体の伝統が薄い北部高原においては、後者の意味において用いられる場合、それは、一つの法制上の社会組織であって、必ずしも集落としての空間

的まとまりを示しているわけではなく、複数のエヒードおよび小土地所有者の土地が交錯する場合が多い⁽¹⁵⁾。

現代の世界各国においてみられる土地改革あるいは農業改革を、その具体的な政策のあらわれからみれば、土地私有の廃絶、経営の集団化、直接耕作者への土地（あるいはその用益権）の配分、土地の生産的利用の強制などさまざまな、そして、場合によってはたがいにも立しえないような、いくつかの特色を並べあげることができる。また、そのような土地改革あるいは農業改革の理念という点からみれば、大きくわけて、社会的不正義、具体的には農業生産における搾取の廃絶と、その国民社会の農業生産力の増大という二つのことがあげられ、これらの理念が、さきにあげたようなさまざまなかたちをとってあらわれて、各国における土地改革あるいは農業改革の具体的状況をかたちづけていると考えることができる。これをさらに政治過程における変革との関連で分類すれば、政治的变化をとまわらないもの、既存の政治体制の枠内で、農民のすべてまたは一部をつつみこむもの（エジプト、グアテマラなど）、政治体制の変革をとまわうものの三つに分けることができる⁽¹⁶⁾。

このような観点からメキシコの土地改革を位置づけようとするとき、メキシコの土地改革の中心的な柱をなし、また一九六〇年の農業センサスによれば、全耕地の四三・四パーセントをしめるエヒードが、さきにみたような幅狭した、そして地域的にも多様な存在形態を示し、また、エヒードという言葉自身、土地保有の一形態であるとともに、地域社会として、農民の行

政上の組織あるいは経済活動の単位としての性格をもっていることは、とりまなおさず、メキシコ革命が、多様な政治的・経済的綱領をかかげる多くの権力——一種の *caudillismo*——の乱立する内乱状態の中で進行し、土地改革諸立法自体が、多様な理念の奇妙な妥協の産物であり、時期的にみても、主導的な理念がたえず交代してきたことを反映しているのである。逆にいえば、メキシコ農村には、土地が、本来的に (*origenamente*) は、国家に帰属しながら、私的所有が小土地所有 (*pequeña propiedad*) の名のもとに確立されているという理念上の矛盾にはじまって、*pequeña* といえながら、実際には二〇〇ヘクタールをこえるような大土地所有が形成されているというような矛盾、さらに、土地改革の理念として、農業生産力の増大がうたわれるようになった一九五〇年代以降、エヒード部門の生産力と私的所有地部門におけるそれとの格差がむしろ増大してきたという矛盾など、メキシコ革命がもっている矛盾、不徹底さを、集中的にかかえこんでいるのである。メキシコにおける土地改革、あるいはエヒードの役割というものの評価は、このようにして、メキシコ革命の性格そのものの分析、現在のメキシコの社会経済体制を支えている村落社会の役割に対する考察をぬきにしてはありえない。

(13) 石井章：前掲一九六九年論文。自然村の構成員の中でも、農業に従事しない戸主や土地私有者はエヒードの成員にはならず、また一つの自然村の中に二つ以上のエヒードが存在することもあることから、石井氏は、このよ

うな意味でのエヒードを「農民の地域集団」と規定している。

- (14) エヒードという言葉が、この二重の意味において用いられていることは、筆者達がおこなったメキシコ農村の general survey においても、しばしば経験したことである。(一橋大学中南米研究会・昭和四十二年度一橋大学海外視察団報告書——メキシコ班——一九六八年)

- (15) このような事例の報告は数多い。たとえば、Richard M. Highsmith, Jr. ed., *Case Studies in World Geography: Occupance and Economy Types*, 3 *The Ejido in Mexico, A Contrast in Land Tenure*. pp. 16—22

また、北部高原ではなく、ユカタンにおける商品生産的メキシコ栽培エヒードにおける類似の事例は、Roland E. Chardon: *Hacienda and Ejido in Yucatan: The Example of Santa Ana Cucá*, *Annals of the Association of American Geographers*. Vol. 53 (1963) pp. 174—193
土地制度と集落形態との関連という観点から、いくつもの事例を比較検討した研究としては宮井隆：メキシコの共同的土地所有について 人文地理 第二二巻（一九七〇年）六五—八二頁がある。

- (16) Andrew Gunder Frank: *Tipos de reformas agrarias*. Oscar Delgado ed., *Reformas agrarias en la America Latina, Procesos y perspectivas*. Mexico, 1965, pp. 184—188

- (17) エヒードという言葉が、この二重の意味をもたざるをえないということは、石井章氏（前掲一九六九年論文、一九七〇年論文）や宮井隆氏（前掲一九七〇年論文）をふくめて多くの論者によって指摘されているが、国民経済におけるその役割といったような、マクロな次元で考察がなされる場合には、どうしても、土地保有の形態という側面がとりあげられる場合が多いし、他方地理学や社会学の立場からのモノグラフィにおいては、当然ながら、エヒードが地域社会としてとりあげられている。（たとえば R. E. Chardon 前掲論文、R. M. Highsmith 前掲書など）

- (81) 土地改革の新しい段階、あるいは第二段階（segunda etapa）とすることが、公的に承認されているわけである。これは、Victor Manzanilla Schaffer 前掲書 pp. 154—155 及び 248—259 を参照。

- (81) James G. Madrox: *La revolucion y la reforma agraria*, Oscar Delgado ed. 前掲書 pp. 373—396

このような矛盾については、一九六五年八月二〇日 Asociacion Cultural “Jsidro Rebel” によって組織された「メキシコにおける土地改革」に関する円卓会議におおづつ Vicente Lombardo Toledano によって適確に指摘されている。（メキシコ）Victor Manzanilla Schaffer 前掲書 pp. 199—212 に収録されている。）

集落形態についてみれば、エヒードは、古いインディオ村落や、かつてのアシエンダのベオン (peóns) の居住地を、ラディカルに変えてしまっており、その変化の大きさは、集団化によって、その社会経済的性格をまったく変えてしまったにもかかわらず、一九五〇年代まで、伝統的な村落形態を残すことがむしろ多かったソ連のコルホーズと顕著な対照をなしている。というよりもむしろ、メキシコの農村においては、小生産者の育成——Tierra y Libertad のサパティスモの延長線上にある——、ベオンの解放、農業生産性の向上のための集団化、といったような、場合によっては相矛盾することもある土地改革の諸目的が、土地所有関係に関しては錯綜した中にも、ともかく制度として、そしてできることならばせめて居住形態として、エヒードを確立するという点で一致したと考えるべきであろう。アシエンダリオや上層農家が、小土地所有者として残るためには、メキシコ革命の状況の中で、エヒードの創設が不可欠の条件であったといってもよい。

エヒードが、妥協の産物としての土地改革の集中的表現であるとするれば、資本主義経済体制の下で、エヒードが、制度上も、また実体においても、極めて多様な、また、わずか半世紀の間にもその性格が大きく変化するものであったことも容易に理解される。一九二五年の「エヒードの土地配分と区分地の世襲制に関する法」(Ley reglamentaria sobre repartición de tierras ejidales y constitución del patrimonio parcelario ejidal) によって割替え耕作は否定されたといえ、商品生産者として

の自営小農民の育成という観点からすれば、ここで確立された個人エヒードの制度は、余りに制約が多く、むしろ自給自足的なインディオ村落共同体の論理につらぬかれたものであった。

個人エヒードにおける経営規模が狭小に過ぎ、また土地改良、機械化のおくれは、たえず、集団化——すなわち集団エヒードへの道——と個人化——小土地所有者化(実際には大土地所有者のこともありうる)への道——の二つの発展の可能性が示されるわけであり、これが、他方では、農業生産力の増大という目的が前景に出て来たという土地改革の第二期といわれるものの社会的内実をなしているのである。たしかに、エックスターンが詳しく計算しているように、集団エヒードにおける生産性は私有地における企業の農業に匹敵する⁽²²⁾であろうが、土地改革が開始されて以来の農村における急速な人口増大もその一因をなす農業労働者の増大は、個人経営への移行の傾向、そして、それにとまなう農民層の両極分解への傾向をますます強めている。この点で、資本主義経済体制下にあるメキシコの農村では、たとえ集団エヒードといえども、コルホーズのような社会主義的集団化農村とは、当然のことながら、基本的に異なった性格をもっている。強いて比較すべき対象を求めるとすれば、シオニズム運動の変質とともに、集団入植村の社会経済的格が変質してきたイスラエルの農村が、それにあたるであろう。

メキシコ革命の評価、その中において土地改革の果している役割といったことを、メキシコという一つの国民社会の近代化、特に、その工業化の機構との関連で分析するという課題が、土

地改革そのものの評価とも結びついて、次には当然なされなければならぬ。エヒードが成功であったとか、失敗であったとかいうこと、さらには、エヒードが崩壊しつつあるか、ないかということとは、そのような課題を考察する中でいられないかぎり、その評価に関して何の規準も与えられないままでの速断、あるいは妄説といわれてもしかたがないであらう。

(20) ここで問題にしているのは集落形態のことであって、ロシア革命後もミール共同体 (община) が残存していたかどうかという問題とは一応無関係である。国土が広大で、そこにおける地域的差異は、メキシコにおけるよりはるかに大きく、かつ具体的な調査報告が非常に少ないソ連につ

いて一般的な断定をするのはかなり危険であるが、コルホーズの統合がさかんにいわれるようになった一九五〇年代までは、コルホーズの多くが実際には、伝統的な村落の形態を残していたことが、ソ連の農村形態についての数少ない研究の一つである C. A. Ковалев の書物から知られる。
C. A. Ковалев: Сельское расселение, Географическое исследование. Москва. 1963 стр. 153—182

(21) Salmon Eckstein 前掲書 pp. 475—478

(22) Salmon Eckstein 前掲書、特にその第一部。

(一橋大学助教授)